

米国における紛争鉱物に関する開示規制の概要

1. 米金融規制改革法上の紛争鉱物開示条項（第 1502 条）

2010 年 7 月 21 日に成立した金融規制改革法（ドッド・フランク法）には、コンゴ民主共和国及び周辺国産の紛争鉱物を製品に使用する企業の SEC（米証券取引委員会）に対する報告義務が含まれた（同法第 1502 条）。同条項の目的は、1996 年以来国内紛争が絶えないコンゴ民主共和国の武装集団の資金源を絶つこと。

2. 紛争鉱物開示規制の概要

米国に上場している企業であって、コンゴ民主共和国及びその周辺国^(注)産の紛争鉱物を生産または委託生産される製品の「機能又は生産に必要」である企業に対し、当該紛争鉱物の原産国や当該紛争鉱物の購入・使用が武装勢力の資金源となり紛争地域での人権侵害等に寄与していないこと等を確認するため、SEC に新しいフォーム上で紛争鉱物使用状況に関する情報を開示することが義務づけられた。

対象企業は、以下（2）～（4）の 3 つのステップに沿って紛争鉱物に関する開示が求められる。（全体のフローチャートは最終規則仮訳の 18 ページを参照。）

注：法律の定義では、「国際的に認められた国境をコンゴ民主共和国と共有する国を意味する」とされている。

（1）規制対象となる紛争鉱物

以下の鉱物及びその派生物（「3 T」と呼ばれるタンタル、錫及びタングステン）が規制対象となる。

●コロンバイト・タンタライト（タンタル鉱石）：columbite-tantalite

用途例；携帯電話、ジェットエンジン、カメラレンズ、インクジェットプリンタ、PC、TV 等

●錫石（スズ鉱石）：cassiterite

用途例；食品・エアゾール等の缶、ハンダ、メッキ、台所用品、集積回路 等

●金：gold

用途例；宝石、クラウン（歯のかぶせ物）、ブリッジ（歯科用） 等

●鉄マンガン重石（タングステン鉱石）：wolframite

用途例；白熱電球、エックス線管、集積回路、放熱板 等

●その他、国務長官が武装勢力の資金源になると認めたもの

(2) 対象企業か否か (第1ステップ)

証券取引所法第13(a)条または第15(d)条に基づいて、SECに報告書を提出している発行人であって、上記(1)の紛争鉱物を生産または委託生産される製品の「機能又は生産に必要」である企業。同社は、SECに対し新しいフォーム(Form SD)上で紛争鉱物使用状況に関する情報を開示する必要がある。

紛争鉱物に関する報告の対象時期は、一律に1月1日～12月31日(暦年ベース)とし、Form SDの提出締切日は毎年5月31日。2013年1月1日～12月31日が最初の対象年となり、その年のForm SDの提出締切日は2014年5月31日となる。

(3) 原産国調査の実施 (第2ステップ)

対象企業は、鉱物の原産地を判断するために「合理的な原産国調査」を行わなければならない。「合理的な原産国調査」を行い、以下のいずれかであることが判明した場合、以下のいずれかの結論、実施した調査の内容の簡潔な説明とともにその結果をForm SD上で開示しなければならない。またこの情報を自社HP上で開示するとともにそのHPアドレスを報告しなければならない。

- ① 鉱物が「DRC又は周辺国産ではない、もしくは再生利用品およびスクラップ起源である」と判明
- ② 鉱物が「DRC又は周辺国産であるか、もしくは再生利用品およびスクラップ起源ではない」と信じる理由が無い

(4) デュー・ディリジェンスの実施と紛争鉱物報告書の提出 (第3ステップ)

「合理的な原産国調査」の結果、鉱物が「DRC又は周辺国産であり、かつ、再生利用品およびスクラップ起源ではない」と知っているかそう信じる理由がある場合には、企業は、これら鉱物の起源と加工・流通過程に関するデュー・ディリジェンスを行い、Form SDの添付書類として紛争鉱物報告書を提出しなければならない。またこの企業は、紛争鉱物報告書の情報を自社HP上で開示するとともにそのHPアドレスをForm SD上で報告しなければならない。デュー・ディリジェンスの方法は、OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスのような国内・国際的に認められたデュー・ディリジェンスの枠組みがある場合には、それに準拠しなければならない。

デュー・ディリジェンスの結果が

➤ 「DRCコンフリクト・フリー」であった場合

企業がDRC及び周辺国産の鉱物を調達しているかもしれないが、武装集団の資金源になっていないと判断した場合、その製品は「DRCコンフリクト・フリー」となる。この場合は、以下の監査及び認定要件を満たさなければならない。

- ・独立した民間部門による紛争鉱物報告書の監査を受ける
- ・当該監査を取得したとの認定を受ける
- ・監査報告書を紛争鉱物報告書に含める
- ・監査人を明示する

➤ 「DRCコンフリクト・フリー」でない場合

独立した民間部門による上記の監査と認定要件に加え、紛争鉱物報告書に以下の点を記載しなければならない。

- ・DRCコンフリクト・フリーでないことが分かった製品
- ・製品に含まれる紛争鉱物の加工施設
- ・製品に含まれる紛争鉱物の原産国
- ・採掘所又は原産地を確定するための取組み

➤ 「DRCコンフリクト・フリー」か否か判定不能な場合

デュー・ディリジェンスの結果、製品に使用される鉱物がDRC又は周辺国産か、又は武装勢力の資金源になっているか結論が出せなかった場合、企業はこれらの製品を2年間（小規模な企業は、4年間）、「DRCコンフリクト判定不能（DRC Conflict Undeterminable）」として紛争鉱物報告書に記載する。そして、報告書に該当製品、判明していれば製品に含まれる紛争鉱物の加工施設と原産国、採掘所又は原産地を確定するための取組みを記載する。さらに、報告書の対象期間後の、デュー・ディリジェンスを向上する措置を含む紛争鉱物問題のリスクを軽減するための措置についてももしあれば記載する。

なお、「DRCコンフリクト判定不能」の製品に対しては、独立した民間部門による紛争鉱物報告書の監査は得なくても良い。

➤ (参考) 再生利用品およびスクラップ起源について

鉱物が再生利用品およびスクラップ起源であった場合、当該製品は「DRCコンフリクト・フリー」と判断される。もし、使用している金が再生利用品およびスクラップ起源であると合理的に結論づけられない場合、企業はOECDガイダンス金に関する補足書にしたがってデュー・ディリジェンスを行い、紛争鉱物報告書の監査を受けなければならない。

その他の3T（タンタル、錫、タングステン）が再生利用品およびスクラップ起源であると合理的に結論づけられない場合、デュー・ディリジェンスのフレームワークが開発されるまで、その鉱物が再生利用品およびスクラップ起源であると決定する際に行使したデュー・ディリジェンスの方法を紛争鉱物報告書で説明しなければならない。当該企業は、その紛争鉱物に関して独立した民間部門の監査を受けることは求められていない。